

柚井児童福祉会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柚井児童福祉会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、本法人の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（継続的かつ定期的に就業する者）については、報酬及び退任慰労金を支給し、賞与は支給しない。
 - (2) 上記（1）に定める以外の役員等（以下「非常勤役員」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、当法人の資産及び収支の状況並びに近隣民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号による報酬等の区分に応じて支払うものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 退任慰労金については、別表2に定める算式により算出される。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規程に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、施設長の旅費に相当する額を支給する。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、施設長の旅費に相当する額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の役員と職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、これを支給しない

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。
 - (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数処理については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。